

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

ここ3回、離婚問題について検討してきました。離婚の相談は本当に多いです。弁護士にまで相談に来られる方は、色々な事情からすでに冷静さを失っておられる方も多いです。しかし、特に子どもの問題は、親としての冷静さが重要です。今回は、離婚問題全般(④最終回)として、子どもの問題を取り上げたいと思います。

平成21年2月

弁護士 鼓 茨 霧 夫

事務員 川端広美・井上はるみ

離婚問題 ④

(問1) 妻と離婚調停中です。妻は、子供を自分が引き取るといっていますが、これまで家事は私がほとんどしてきており、育児にもかなり協力してきました。夫である私が、親権者となり子供を引き取ることは出来ないでしょうか。

(答え) 裁判で親権者を指定する場合の判断基準は、一言で言えば、**子の利益、福祉のため**ということになります。そして、この基準により、子供が幼いときは、特に母親のこまやかな愛情が必要と考えられており、判決では母親が親権者として認められることが多いのが実情です。しかし、子供の意思や精神的な安定、更には父母の健康・生活態度・住居・家庭環境など様々な事情を考慮して、**子の利益、福祉のために**父親を親権者とするほうが妥当だと判断される可能性はあります。あなたの場合も、特に**子供の意思**がどうであるのかによっては、あなたが親権者として指定される可能性はあります。

(問2) 妻と離婚調停中です。夫は、妻である私が子供を引き取ることはよいが、親権は絶対に譲らないといっています。そこで、私を監護者、夫を親権者としてはどうかという提案が調停委員からありました。どうすればよいですか。

(答え) 現在の民法では、父母のどちらか一方が親権者となるかが決まらない限り、離婚が成立しないという制度となっております。そこで、親権者について話し合いがつかない限り裁判で決着せざるを得ないこととなります。

(右上へ)

ただし、本件のように、子供を実際に引き取り養育する妻を監護者、夫を親権者として(親権者と監護者との分離)事態を解決するという方法がかつてはとられることがあったようです。

しかし、最近は、このような分離がもたらす混乱や問題が多いということが認識されるようになり、実務上はあまり用いられなくなってきているようです。あなたの場合も、あくまでも親権者の話し合いがつかないなら、裁判で決着するのがよいでしょう。

(問3) 離婚に際し、まだ子供が小さいので、妻に親権を渡そうと思っています。しかし、私も子供に会って遊んだり、たまには泊まりがけで一緒に過ごしたいと思っています。でも、妻はできたら私に子供を会わせたくないようです。どうすればよいでしょうか。

(答え) 離婚後別居する親と子どもとの**面接交渉(面会交流)**について、現在の民法には規定がありません。しかし、実務では、離婚に際して子の監護について取り決めるべき事項の一つとして、当事者の協議、または家庭裁判所の調停や審判で取り決めることができるものとされています。この面接交渉は、まずもって**子どもの権利**であり、その権利を**子どもの利益に反しない方法で実現させる**ことが、**父と母の責任**であるという考えの基本をしっかりと忘れないことが大切です。こうした考えの基本を父と母が共有し、子どものためにまず、十分に話し合うことが必要です。話し合いで決まらなかったら、最終的には審判で決めてもらうこととなります。父母が離婚後もしこりを残しいがみ合いを続けていると、子どもは安心して面接交渉に臨めなくなることに十分に留意する必要があります。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所までお電話かFAXにてご連絡下さいませ。

(広告⑫)